

相模原市監査委員公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月2日に実施した教育局の財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年11月28日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年3月2日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成30年11月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>学校保健課が締結した相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)は、契約書では、契約相手方が業務の円滑な履行が図られるよう業務従事者を配置することを定め、仕様書において、業務責任者、食品衛生責任者のほか調理業務従事者、配送業務従事者、配膳員等を置くこととされている。また、仕様書で配送業務従事者を含む業務従事者に対して、健康診断を年1回、腸内細菌検査を毎月2回(年24回)行い、検査結果を書面により報告することを求めている。</p> <p>業務従事者の配置状況について、契約相手方から提出された報告書等を確認したところ、業務従事者は平成29年1月5日付けの業務従事者報告書によれば76人となっており、同月10日付けの業務従事者変更報告書で4人が追加されていた。一方で、同月18日付けの健康診断結果報告書では7人分が、10月3日に提出された9月分の腸内細菌検査結果では96人分が記</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年3月2日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>業務従事者届及び業務従事者変更届を基に、新たにデータベース化した従事者台帳を整備し、年間を通して毎月の業務従事者の異動を把握できるようにしました。</p> <p>また、健康診断については、パートタイム職員を含め、業務従事者全員が年1回実施するよう受託事業者を指導するとともに、健康診断結果報告書の提出を受けた都度、従事者台帳への入力を行い、従事者全員の実施状況把握を年度ごとに行えるようにしました。</p> <p>さらに、腸内細菌検査についても、毎月の報告書に基づく実施状況を従事者台帳へ入力することで、常に現状把握を行い、効率的に実施確認を行ってまいります。</p> <p>今回の監査結果を大変重く受けと</p>

載されており、これらの報告書からは業務従事者の把握はできなかった。

中学校デリバリー給食の実施に当たって、衛生面について定めた「相模原市中学校給食調理衛生管理基準(平成28年4月1日改訂)」では、給食調理従事者に対する健康診断や検便による腸内細菌検査を実施することとされており、本契約においても契約相手方に遵守することを求めているが、業務従事者に関する報告書と健康診断や腸内細菌検査結果報告に不整合が見られたことは、業務従事者の把握や業務の履行に伴う衛生管理の状況についての確認が不十分であったことを示している。

本契約については、平成28年1月の定期監査において、仕様書に定めた食器具及び調理用具の細菌や残留物に係る検査結果の提出が確認できなかったことなどから指摘事項としたところであるが、今回の監査においても依然として不適切な事務処理が行われていたことは遺憾である。

今後の中学校給食調理業務委託に当たっては、衛生管理の重要性を再認識し、業務従事者や業務の履行に伴う衛生管理の状況について十分把握するなど、適正に事務を執行されたい。

【学校保健課】

め、学校給食における衛生管理の重要性を改めて認識し、所属長から所属職員に対し、指摘事項の内容について周知徹底するとともに、契約内容の適正な事務執行を図りました。今後につきましても、社会的に関心の高い学校給食を安全・安心に提供するという責任感を強く持ちながら、契約事務における職員意識の更なる意識高揚を図り、履行事務の重要性を再認識し、再発防止に向け課内全体で取り組んでまいります。

【学校保健課】